

市営住宅整備基準条例に定める措置の基準

(目的)

第1条 この基準は、市営住宅整備基準条例（以下「条例」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(温熱環境)

第2条 条例第9条第2項の措置は、原則として、住宅が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準を満たすことと。ただし、これにより難しい場合は等級3の基準を満たすこと。

(遮音性能)

第3条 条例第9条第3項の措置は、住宅の床及び外壁の開口部が評価方法基準第5の8の8-1（3）イの等級2の基準又は評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①cの基準（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の住宅以外の住宅にあっては、評価方法基準第5の8の8-1（3）ロ①dの基準）及び評価方法基準第5の8の8-4（3）の等級2の基準を満たすことと。

(劣化の軽減)

第4条 条例第9条第4項の措置は、住宅の構造耐力上必要な部分及びこれと一体的に整備される部分が評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級3の基準（木造の住宅にあっては、評価方法基準第5の3の3-1（3）の等級2の基準）を満たすこと。

(給水設備等)

第5条 条例第9条第5項の措置は、住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管が評価方法基準第5の4の4-1（3）及び4-2（3）の等級2の基準を満たすこと。

(空気環境)

第6条 条例第10条第3項の措置は、公営住宅の各住戸の居室の内装の仕上げに評価方法基準第5の6の6-1（2）イ②の特定建材を使用する場合にあっては、同（3）ロの等級3の基準を満たすこと。

(住戸内の利便性等)

第7条 条例第11条の措置は、住戸内の各部が評価方法基準第5の9の9-1（3）の等級3の基準を満たすこと。

(共用部分の利便性等)

第8条 条例第12条の措置は、公営住宅の通行の用に供する共用部分が評価方法基準第5の9の9-2(3)の等級3の基準を満たすこと。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。